

## 平成27年習志野市議会第1回定例会議案概要

### (議案)

議案番号

1	予算	9件		
(1)	平成27年度習志野市一般会計予算		財政課	1
(2)	平成27年度習志野市国民健康保険特別会計予算		財政課	2
(3)	平成27年度習志野市公共下水道事業特別会計予算		財政課	3
(4)	平成27年度習志野市介護保険特別会計予算		財政課	4
(5)	平成27年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算		財政課	5
(6)	平成27年度習志野市ガス事業会計予算		財政課	6
(7)	平成27年度習志野市水道事業会計予算		財政課	7
(8)	平成26年度習志野市一般会計補正予算(第6号)		財政課	8
(9)	平成26年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)		財政課	9
2	新規条例	1件		
(1)	習志野市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について		(教)教育総務課	10
3	一部改正条例	11件		
(1)	習志野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について		総務課	11
(2)	習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		人事課	12
(3)	習志野市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	13
(4)	習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	14
(5)	習志野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		人事課	15
(6)	習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について		財政課	16
(7)	習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		国保年金課	17
(8)	習志野市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について		社会福祉課	18
(9)	習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		介護保険課	19
(10)	習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について		建築指導課	20

(11) 習志野市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例の  
制定について

こども政策課 2 1

4 市道の路線認定 1件

(1) 市道の路線認定について

道路交通課 2 2

**(報告)** 1件

(1) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

総務課 報告番号 1

議案第 1 号	平成 2 7 年度習志野市一般会計予算
議案第 2 号	平成 2 7 年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成 2 7 年度習志野市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号	平成 2 7 年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第 5 号	平成 2 7 年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号	平成 2 7 年度習志野市ガス事業会計予算
議案第 7 号	平成 2 7 年度習志野市水道事業会計予算
議案第 8 号	平成 2 6 年度習志野市一般会計補正予算 (第 6 号)
議案第 9 号	平成 2 6 年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

**議案第 1 0 号 習志野市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について**

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、「教育公務員特例法」の一部が改正され、現行の「習志野市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」における根拠規定が削除されたことから、既存の条例を廃止するとともに、新たに条例を制定するものです。

1 勤務条件について

勤務時間等の勤務条件は、一般職の職員と同様とします。

2 職務に専念する義務の免除について

教育長は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができることとし、この規定のほかは、一般職の職員と同様とします。

(施行期日)

平成 2 7 年 3 月 3 1 日以後最初に教育長の任期が満了する日 (任期満了前に欠員となったときは、その日) の翌日から施行します。

## 議案第 1 1 号 習志野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続法の一部改正に伴い、改正するものです。

市民の権利利益の保護を充実させるため、手続の整備を図ります。

### 1 行政指導の方式（権限の根拠の明示）

市の機関が行政指導をする際に、許認可権限等に関する事柄を示すときは、法令等の根拠を示さなければならないこととします。

### 2 行政指導の中止等の求め

法令、条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（法律又は条例に根拠があるものに限り、以下同じです。条例に基づく「改善勧告」等）を受けた者は、行政指導をした市の機関に申し出て、行政指導の中止、変更等必要な措置をとることを求めることができることとします。

### 3 処分又は行政指導の求め

法令、条例等の違反事実がある場合で、改善命令、改善勧告など市がその是正のためにすべき処分又は行政指導をしていないと考えるときは、誰でも、権限を有する市の機関に申し出て、処分又は行政指導を求めることができることとします。

（施行期日）

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

## 議案第 1 2 号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、次の条例を改正し、文言整理を行うものです。

- ・ 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例
- ・ 習志野市特別職の職員等の退職手当に関する条例

（施行期日）

平成 2 7 年 3 月 3 1 日以後最初に教育長の任期が満了する日（任期満了前に欠員となったときは、その日）の翌日から施行します。

**議案第 13 号 習志野市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

平成 27 年 2 月 20 日において習志野市長であった者の退職手当につき、その支給額の 100 分の 30 を減額しようとするものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第 14 号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

1 給料表の改定

給料月額を引き下げます。なお、3 年間は現給料額を保障します。

行政職給料表平均改定率  $\Delta 2.0\%$

2 地域手当の改定

地域手当支給率を引き上げます。経過措置として、平成 27 年度は 11% とします。

現 行	改正後
10%	15%

3 単身赴任手当の改定

単身赴任手当を引き上げます。経過措置として、平成 29 年度までは 3 万円以下の規則で定める額とします。

現 行	改正後
月額 2 万 3 千円	月額 3 万円

4 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員特別勤務手当は、現在、臨時・緊急対応について休日等の勤務を対象としています。これに加え、平日の深夜に勤務した場合に、6,000 円以下の規則で定める額を支給することとします。

5 50 歳台後半層の職員の給与抑制措置の廃止

現在、55 歳以上で 7 級以上の職員に行われている給与の減額 ( $\Delta 1.5\%$ ) を、平成 29 年度をもって廃止します。

6 その他法改正等に伴う文言整理を行います。

(施行期日)

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

**議案第 15 号 習志野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について**

給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、国及び千葉県と同様に、退職した職員の退職前の職責（5年分）に応じて加算することとされている「調整月額※」を、次のように改定するものです。

区分	職責	現 行	改正後
第 1 号区分	8 級	45,850 円	59,550 円
第 2 号区分	7 級	41,700 円	54,150 円
第 3 号区分	6 級	33,350 円	43,350 円
第 4 号区分	5 級	25,000 円	32,500 円
第 5 号区分	4 級	20,850 円	27,100 円
第 6 号区分	3 級	16,700 円	21,700 円

※退職手当額 = 「退職手当の基本額」 + 「調整月額 × 60 月」

（施行期日）

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

**議案第 16 号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されることに伴い、条例で引用している題名を改正するものです。

（施行期日）

平成 27 年 5 月 29 日から施行します。

**議案第17号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る規定を改正するものです。

1 国民健康保険料賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額を次のとおり改定します。

区 分	現 行	改正後
基礎賦課限度額 (医療分)	<u>5 1万円</u>	<u>5 2万円</u>
後期高齢者支援金等 賦課限度額 (支援金分)	<u>1 6万円</u>	<u>1 7万円</u>
介護納付金賦課限度額 (介護分)	<u>1 4万円</u>	<u>1 6万円</u>
<b>保険料合計</b>	<b><u>8 1万円</u></b>	<b><u>8 5万円</u></b>

2 低所得者の保険料軽減制度の拡充

低所得世帯に対して実施されている保険料の軽減措置を強化します。

現在、世帯の所得が一定の額（以下「基準額」といいます。）に達しない場合には、その額によって保険料のうち被保険者1人につきかかる「被保険者均等割」と1世帯ごとにかかる「世帯別平等割」を、7割、5割又は2割軽減しております。このうち、5割軽減、2割軽減世帯の基準額を次のとおり見直します。

減額割合	基 準 額	
	改正前	改正後
7割	33万円（改正なし）	
5割	33万円＋ <u>24万5千円</u> ×被保険者数 (収入の目安：178万円※)	33万円＋ <u>26万円</u> ×被保険者数 (収入の目安：184万円※)
2割	33万円＋ <u>45万円</u> ×被保険者数 (収入の目安：266万円※)	33万円＋ <u>47万円</u> ×被保険者数 (収入の目安：274万円※)

※（ ）内は、3人世帯（夫婦、子1人で夫の給与収入のみ）と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安です。

（施行期日等）

平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の年度分の保険料から適用します。

**議案第18号 習志野市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定  
について**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、難病患者の定義を改正し、見舞金の支給対象とする疾病を拡大するものです。

(施行期日)

平成27年4月1日から施行します。

**議案第19号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、改正するものです。

1 介護保険料の改定

第1号被保険者（65歳以上の者）に係る平成27年度から平成29年度までの保険料を次のように改定します。

現行			改正後		
所得段階	対象者	保険料/年(円)	所得段階	対象者	保険料/年(円)
第1段階	生活保護の受給者及び 老齢福祉年金受給者 (市町村民税世帯非課税)	24,990	第1段階	・生活保護の受給者及び 老齢福祉年金受給者 (市町村民税世帯非課税) ・世帯全員が市町村民税非課税の者で前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の者	26,540
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の者	24,990			
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者	34,560	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者	36,710
第4段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で第1段階、第2段階及び第3段階に該当しない者	38,290	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の者で第1段階、第2段階に該当しない者	40,660
第5段階	本人が市町村民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の者	47,860	第4段階	本人が市町村民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の者	50,830
第6段階	本人が市町村民税非課税で第5段階に該当しない者	53,180 (基準額)	第5段階	本人が市町村民税非課税で第4段階に該当しない者	56,480 (基準額)



第7段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額125万円以下）の者	58,490	第6段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額120万円未満）の者	62,120
第8段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額125万円超200万円未満）の者	66,470	第7段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額120万円以上190万円未満）の者	73,420
第9段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額200万円以上300万円未満）の者	74,450	第8段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額190万円以上290万円未満）の者	84,720
第10段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額300万円以上400万円未満）の者	79,770	第9段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額290万円以上400万円未満）の者	93,190
第11段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額400万円以上500万円未満）の者	87,740	第10段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額400万円以上500万円未満）の者	101,660
第12段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額500万円以上600万円未満）の者	93,060	第11段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額500万円以上600万円未満）の者	107,310
第13段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額600万円以上700万円未満）の者	98,360	第12段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額600万円以上700万円未満）の者	112,960
第14段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額700万円以上800万円未満）の者	106,360	第13段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額700万円以上800万円未満）の者	121,430
第15段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満）の者	111,670	第14段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満）の者	129,900
第16段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額1,000万円以上）の者	122,310	第15段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満）の者	138,370
			第16段階	本人が市町村民税課税（前年の合計所得金額1,500万円以上）の者	141,200

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業※の開始時期

介護保険法の一部改正に伴い実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、平成29年4月1日から行うものとします。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対し既存の介護事業者のみでなく住民等が担い手となり生活支援サービスを提供する事業と、第1号被保険者全体に対し介護予防を行う事業からなる総合事業

（施行期日）

平成27年4月1日から施行します。

**議案第 20 号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

「建築基準法」及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正並びに「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、手数料の規定を改正するものです。また、この改正に併せて文言を整理します。

1 建築基準法に基づく手数料の創設及び廃止

(1) 新設される許認可の事務に係る手数料の創設

ア 仮使用認定申請手数料 144,000円

イ 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料  
192,000円

(2) 構造計算適合性判定の事務に係る手数料の廃止

2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく許可の事務に係る手数料の創設

(1) マンションの建替えによる容積率の特例許可申請手数料

192,000円

3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書の交付を受けた場合の長期優良住宅認定の事務に係る手数料の創設

(1) 住宅性能評価書の交付を受けた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

ア 戸建の住宅 16,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建住宅以外の住宅をいう。）

5戸以下のもの 57,000円

10戸以下のもの 92,000円

25戸以下のもの 172,000円

50戸以下のもの 295,000円

100戸以下のもの 453,000円

200戸以下のもの 825,000円

300戸以下のもの 1,125,000円

300戸を超えるもの 1,361,000円

(施行期日)

1については、平成27年6月1日から施行します。

2及び3については、平成27年4月1日から施行します。

**議案第 2 1 号 習志野市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例の  
制定について**

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）の施行に伴い、関係条例について改正するものです。

1 改正する条例

- ・習志野市立幼稚園保育料等徴収条例
- ・習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例
- ・習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例
- ・習志野市環境保全条例

2 改正の内容

(1) 保育料関係

新制度において、幼稚園・認定こども園・保育所等における保育料については、各世帯の市町村民税額によって市が負担額を定める方式に統一されます。このことから、市立の幼稚園・認定こども園・保育所の保育料（負担額）を条例で定めるものです。

その額については、条例においては政令で定める額を上限として規定し、各階層区分ごとの具体的な金額を規則で定めます。

(2) 条文整備関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）の改正に伴う条文整備を行います。

（施行期日等）

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行し、保育料については同月分から適用します。

**議案第 2 2 号 市道の路線認定について**

認定する路線は、3 路線です。

認定 3 路線

認 定 理 由	路 線 名	
寄附申出によるもの	谷津 5 丁目	0 1 - 1 6 8 号線
	谷津 5 丁目	0 1 - 1 6 9 号線
開発行為に伴うもの	東習志野 2 丁目	1 1 - 0 8 6 号線

**報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）**

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告するものです。

**1 道路名称板の不良による事故**

1 事件の概要	平成26年11月18日、習志野市津田沼五丁目11番10号地先の市道00-004号線において、道路照明灯に設置された道路名称板が落下し、停車中の車両の自動車の左後部ドア、給油口付近及びバンパーが損傷した物損事故
2 担当課	都市整備部 道路交通課
3 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費の10割に当たる266,080円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
4 専決処分日	平成27年1月9日

**2 建造物侵入及び器物損壊保護事件**

1 事件の概要	平成25年9月11日の深夜から翌朝にかけて、市立中学校において、少年6名により校舎及び体育館の窓ガラス等56枚が割られた建造物侵入及び器物損壊保護事件について少年1名と和解（他の少年5名とは既に和解）
2 担当課	学校教育部 学校教育課
3 和解の条件等	(1) 相手方は、市に対し、相手方の行為により、市立中学校の生徒及び職員に対し、多大な不安や迷惑を与えたことについて、深く反省して謝罪する。 (2) 相手方は、今後、正当な理由なく当該中学校に立ち入らず、また、同校の生徒の安全を脅かす行動に出ないことを誓約する。 (3) 相手方は、市に対し、本件事件によって金575,648円の損害を与えたことを認め、うち金103,248円を本示談の席上で支払う。なお、市は他の5名と平成26年6月11日付けで和解し、うち金472,400円を受領済みである。 (4) 市は、相手方に対し本件事件について宥 <sup>ゆうじよ</sup> 恕する。
4 専決処分日	平成26年12月24日